

独立行政法人国立女性教育会館における研究活動上の不正行為に関する基本指針

平成20年10月30日制定

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）における研究活動上の不正行為への対応については、この指針に定めるもののほか、日本学術会議声明「科学者の行動規範について―改訂版―」（平成25年1月25日）を尊重するとともに、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日）及びその他関係法令等に基づき対応することとする。

第1章 総則

（対象とする不正行為）

第1条 本指針の対象とする研究活動は、会館が管理するあらゆる資金の活用、施設又は設備を使用する研究活動であり、本指針の対象とする不正行為は、以下の行為である。

- 一 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の行為
 - イ 捏造
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ロ 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ハ 盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
- 二 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

（対象とする研究者）

第2条 本指針の対象とする研究者は、会館において学術研究を行うすべての者（常勤職員、有期雇用職員、客員研究員等の呼称も問わない。）とする。

（研究者等の責務）

- 第3条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
 - 3 研究者は、自らが発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データを保存し、必要な場合に開示するものとする。研究データの保存及び開示の方法等については、別に定めるものとする。

第2章 不正行為への対応の責任体制等

（責任体制）

- 第4条 会館において研究活動上の不正行為の防止及び通報の受付から調査、認定、処分に至る最終責任を負う最高管理責任者は、理事長とする。
- 2 最高管理責任者を補佐する統括管理責任者を置き、事務局長が務める。
 - 3 会館内の各課室における研究活動上の不正行為の防止について実質的な責任と権限を有する課室責任者を置き、課室長が務める。
 - 4 不正行為の防止及び公正な研究活動を促進するための研究倫理教育を実施する責任者として、研究倫理教育責任者を置き、総務課長が務める。

- 5 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、課室責任者と連携し、研究者（客員研究員を除く）に対し、研究倫理教育を少なくとも5年に1回程度、定期的に行わなければならない。
- 6 前項の研究倫理教育の実施について必要な事項は別途定める。

（不正行為の防止）

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者の責任の下で、不正行為を防止するための措置を講じる。

第3章 通報の受付

（通報の受付体制）

第6条 研究活動上の不正行為に関する通報を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を総務課人事・企画係に設置する。連絡先として、電話番号、FAX番号をホームページ上に公表する。

- 2 研究活動上の不正行為に関する通報をしようとする者は、封書、FAX、電子メール、電話、面談等の方法により受付窓口申し出る。
- 3 通報の受付及び調査・事実確認（以下「調査」という。）を担当する者は、自己との利害関係のある事案に関与してはならない。

（通報等の取扱い）

第7条 通報は、封書、FAX、電子メール、電話、面談等により直接受付窓口で受け付ける。

- 2 通報された事案は、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告し、最高管理責任者は、統括管理責任者及び課室責任者その他必要な者を指名して、通報を受理するか否かを協議する。
- 3 通報は、顕名を原則とし、不正行為を行ったとする研究者・グループ等の氏名又は名称、不正行為の様態等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみ受理する。ただし、匿名の通報についても、その内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じて取扱うことができる。
- 4 最高管理責任者は、第2項の協議の結果、通報を受理することとなった場合、統括管理責任者に予備調査を指示する。最高管理責任者は、通報を受理しないことを決定した場合、その旨、理由を付して、通報者に通知する。
- 5 通報の内容が、会館が調査を行う機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究機関又は資金配分機関（以下「研究機関等」という。）に当該通報を回付する。また、会館に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該通報について通知する。
なお、他機関から上記通報の回付又は通知があった場合は、会館受付窓口において受け付けたものに準じて取り扱う。
- 6 最高管理責任者は、当該事案が、法律等に違反するおそれがある場合、関係機関に連絡する。
- 7 報道や学会等の研究者コミュニティ又はインターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者・グループ等の氏名又は名称、不正行為の様態等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、匿名の通報があった場合に準じて取扱う。
- 8 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。
- 9 通報の意志を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じて第2項の取扱いによりその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、最高管理責任者が指名する者が、相談者に対して通報の意志があるか否かを確認する。これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 10 書面による通報など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けたことを通知する。

1 1 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に警告を行う。ただし、会館が、被通報者の所属する機関でないときは、通報・相談を被通報者の所属する機関に回付するものとする。

(受付窓口の職員の義務)

第8条 通報の受付に当たっては、受付窓口の職員は、通報者及び被通報者の秘密の遵守その他通報者及び被通報者の保護を徹底しなければならない。

2 受付窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、封書、FAX、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

(通報者・被通報者の取扱い)

第9条 通報の受付に当たっては、通報内容や通報者(第7条第9項及び第11項における相談者を含む。以下、本条において同じ。)の秘密を守るため、関係者は、その秘密を保持しなければならない。

2 最高管理責任者は、受付窓口寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底する。

3 調査事案が漏洩した場合、会館は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

4 会館は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

5 会館は、悪意(被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや会館に不利益を与えることを目的とする意志。以下同じ。)に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事通報などの必要な措置を講じることができる。

6 会館は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び文部科学省に対して、その措置の内容等を通知する。

7 会館は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等不利益な取扱いを行わない。

8 会館は、単に通報したことを理由に通報者に対し不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「独立行政法人国立女性教育会館職員就業規則(以下「就業規則」という。)」及びその他関係規程に基づき適切な処分を行う。

9 会館は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等不利益な取扱いを行わない。

10 会館は、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則及びその他関係規程に基づき適切な処分を行う。

第4章 通報に係る事案の調査

(調査を行う機関)

第10条 会館に所属する(どの研究機関にも所属していないが専ら会館の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究者に係る研究活動上の不正行為の通報があった場合、原則として、会館が通報された事案の調査を行う。

- 2 被通報者が、会館以外の研究機関にも所属する場合、原則として被通報者が通報された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して対応する。
- 3 会館に所属する被通報者が、会館以外の研究機関で行った研究に係る通報があった場合、会館と研究が行われた研究機関とが合同で、通報された事案の調査を行う。
- 4 被通報者が、会館を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、会館と合同で、通報された事案の調査を行う。被通報者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報された事案に係る研究を会館で行っていた場合には、会館が通報された事案の調査を行う。
- 5 第1項から第4項によって、通報された事案の調査を行う場合は、被通報者が会館に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 6 被通報者が、調査開始のとき及び通報された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった、あるいは調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であるなどの理由により資金配分機関が調査を行う場合、当該資金配分機関から調査協力を求められたときは、会館は誠実に協力する。
- 7 会館は、他の研究機関や研究者コミュニティに、調査の一部又は全部を委託することができる。

(予備調査の実施)

- 第11条 第7条第4項に基づく予備調査を実施するため、統括管理責任者は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員を指名する。
- 2 予備調査委員会の招集、議事等は、第15条第4項に準じて、統括管理責任者が定める。
 - 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第12条 予備調査委員会は、ア) 通報された行為が行われた可能性、イ) 第7条第3項の通報の際に示された合理的理由の論理性、ウ) 通報された研究の公表から通報までの期間が、収集資料やデータ等の研究成果の事後の検証を可能とするものについて、各研究分野の特性に応じた合理的保存期間又は会館が定める保存期間を超えていないかなど通報内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきか否かを調査し、判断する。

(本調査の決定等)

- 第13条 統括管理責任者は、通報を受理した日から30日以内に最高管理責任者に予備調査結果を報告する。
- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を受けて、直ちに通報がなされた事案の本調査を行うか否かの決定をする。
 - 3 統括管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。この場合、統括管理責任者は、予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や文部科学省、通報者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の通知・報告)

- 第14条 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が会館以外の機関に所属してい

- る場合には、これに加え当該所属機関にも通知する。
- 2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、文部科学省に本調査を行う旨報告する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関に対し、本調査を行う旨報告する。
 - 3 本調査は、本調査実施の決定後30日以内に開始する。
 - 4 通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。

(本調査の調査体制)

- 第15条 統括管理責任者は、直ちに調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、職員等の他、弁護士等、法律の知識を有する外部の者、被通報者に係る研究分野の専門的知識を有する外部の研究者（以下、「外部有識者」という。）を含めて調査に必要な者で組織する。調査委員会は委員の半数以上が外部有識者でなければならない。
 - 3 調査委員会委員は通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者で構成する。
 - 4 調査委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。また、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
 - 5 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に通知する。これに対して、通報者及び被通報者から10日以内に異議申立てがあった場合、統括管理責任者は、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の調査方法・権限)

- 第16条 調査委員会は、当該事案に係る本調査を行う権限を有する。
- 2 調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文、生データ等資料の精査、関係者のヒアリング等により調査を行う。この際、被通報者からの弁明の機会を設ける。
 - 3 調査委員会は、通報者及び被通報者等の関係者に対し、本調査に誠実に協力するよう要請する。
 - 4 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(調査の対象となる研究)

- 第17条 調査の対象には、通報に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究をも含めることができる。

(証拠の保全措置)

- 第18条 調査委員会は、本調査に当たって、通報に係る研究に関して、証拠となるような資料、関係資料等を保全する措置をとる。この場合、通報に係る研究が行われた研究機関が会館でないときは、調査委員会は、当該研究が行われた機関に対し、通報に係る研究に関して証拠となるような資料、関係書類等を保全する措置をとるよう依頼する。
- ただし、調査委員会は、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告)

- 第19条 最高管理責任者は、当該事案に係る研究の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は文部科学省から求められたときは、調査の終了前であっても調査の中間報告を行う。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第20条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とするべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

第5章 認定

(認定)

第21条 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かとともに、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定された場合にあつて、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与える。

4 調査委員長は、第1項又は前項について認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告する。

(不正行為の疑義への説明責任)

第22条 調査委員会の調査において、被通報者が論文等の不正に係る疑義を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被通報者の説明において、被通報者が収集資料やデータ等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなす。

ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害等)により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合は不正行為とみなさない。

また、収集資料やデータ等の不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や会館又は通報に係る研究を行っていたときに所属していた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても不正行為とみなさない。

3 調査委員会は、前々項の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的な要素については、研究分野の特性に応じて判断する。

(不正行為か否かの認定方法)

第23条 調査委員会は、前条第1項により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。その場合、被通報者の研究体制、データチェックのなされ方等の様々な点から故意性を判断する。なお、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 被通報者が収集資料やデータ等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは不正行為と認定される。

(調査結果の通知)

第24条 調査委員長は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を直ちに最高管理責任者へ報告する。

2 最高管理責任者は、調査結果を踏まえ、不正行為か否かの認定を行う。

- 3 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下第5章において同じ。）に通知する。被通報者が会館以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。
- 4 最高管理責任者は、文部科学省に調査結果を報告する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関に、調査結果を通知する。
- 5 前々項の後段及び前項の場合で、通報がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査において不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど、被通報者等が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付する。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合、通報者の所属機関にも通知する。

（不服申立て）

- 第25条 不正行為と認定された被通報者は、30日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、第21条第3項を準用する。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者は、不服申立ての対象となった調査委員会委員に代えて、他の者を委員とするものとする。
 - 4 新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 5 前項及び前々項に定める新たな調査委員は、第15条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第15条第5項に準じた手続を行う。
 - 6 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（第4項の調査委員会に代えて他の者に審査をさせる場合は、調査委員会に代わる者。以下同じ。）は、直ちに最高管理責任者へ報告するとともに、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
 - 7 統括管理責任者は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者へ報告し、被通報者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受付けないことを併せて通知する。
 - 8 統括管理責任者は、再調査を行う決定を行った場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、被通報者に当該決定を通知する。このとき、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を要請する。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合は、統括管理責任者は、直ちに最高管理責任者へ報告し、被通報者に当該決定を通知する。
 - 9 統括管理責任者は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者及び文部科学省へ通知する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
 - 10 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を被通報者、通報者、文部科学省及び被通報者が会館以外の機関に所属するときは被通報者が所属する機関へ通知する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関にも通知する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由

がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- 1 1 統括管理責任者は、悪意に基づく通報と認定した通報者から不服申立てがあった場合、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、通報者が所属する機関、被通報者及び文部科学省に通知する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関にも通知する。
- 1 2 前項の不服申立てについては、統括管理責任者は、30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者及び文部科学省に報告するとともに、通報者及び被通報者に通知する。また、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、最高管理責任者が当該資金配分機関に通知する。

(調査資料の提出等)

第26条 当該事案に係る研究の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は文部科学省から資料の提出または閲覧の求めがあったとき、最高管理責任者は、当該事案の調査が継続中であっても、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、これに応じる。

(調査結果の公表)

第27条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、会館が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

ただし、通報がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定した場合は、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する内容は、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。)、被通報者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であった場合には、通報者の氏名・所属、通報内容と悪意であると認定した理由を公表する。

第6章 通報者及び被通報者に対する措置等

(調査中における一時的措置)

第28条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関または文部科学省が当該事案に係る研究費の使用停止を命じた場合、必要な措置を講じる。

(資金の使用中止)

第29条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者と、関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者及び不正行為が認定された研究費の全部又は一部の使用について責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに当該資金の使用中止を命じることとする。

(論文等の取り下げの勧告)

第30条 最高管理責任者は、被認定者に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正等を勧告する。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が前々項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(被認定者の処分)

第31条 最高管理責任者は、被認定者に対し、就業規則及びその他関係規程に基づき適切な処分を行う。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び文部科学省に対して、その処分の内容等を通知する。

(研究費の返還の検討)

第32条 調査委員会は、被認定者の研究費の返還等について検討し、返還額等を最高管理責任者へ報告する。ただし、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合、原則として、当該資金配分機関の決定に従う。

返還額等を検討するに当たっては、以下の①及び②を原則として、不正行為の重大性・悪質性や研究全体に与える影響を考慮し、不正行為として認定された研究に対して配分された研究費の返還を全額とする又は一部とするかについて判断を行う。その際、違約金等の返還に要する費用が生じる場合には返還額に含むものとする。

①未使用研究費の返還

未使用の研究費の全額を返還させる。また、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除や未使用の場合の物品等の返品によって生じる資金も加えることができる。

②未使用及び使用済研究費の返還

上記①の未使用の研究費と併せて、使用済みの研究費全額についても返還させる。

ただし、使用済研究費の全額返還に相当しないと判断した場合には、使用済研究費の一部の額を返還させる。

(研究費の返還)

第33条 最高管理責任者は、調査委員会の検討結果を踏まえ、研究費の返還を決定し、被認定者(被認定者の研究グループを含む。以下同じ。)に対して、不正行為が行われたと認定された当該研究費の全部又は一部の返還を求める。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第34条 最高管理責任者は、不正行為は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出の停止等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対し、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。

3 最高管理責任者は、他の機関が会館の研究者の調査にあたった場合には、前項に準じて周知するなど、不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が会館に所属する者であるときは、第31条に準じて適切な措置を行う。通報者が会館以外の機関に属する者であるときは、その機関に対し、適切な措置を行うよう求めることができる。

(措置後に訴訟が提起された場合)

第35条 会館が措置を行った後、調査委員会が行った不正行為の認定について訴訟が提起されても、認定が不適切である等、措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、措置は継続する。

(措置前に訴訟が提起された場合)

第36条 会館が措置を行う前に、調査委員会による不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。

(措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合)

第37条 会館が措置を行った後、調査委員会による不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに措置は撤回し、第34条第2項及び第3項に準じて適切な対応措置を講じる。

(是正措置等)

第38条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び文部科学省に対して報告するものとする。

附則

この指針は、平成20年10月30日から施行する。

附則

この指針は、平成29年3月21日から施行する。

附則

この指針は、令和3年9月13日から施行する。

附則

この指針は、令和4年1月26日から施行する。